

議案第14号

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

区営住宅の使用予定者として決定された者に係る手続から、連帯保証人に関する規定を削除するほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区営住宅条例（平成9年葛飾区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第41条第4項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第41条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。